

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 說 明 書

(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案説明書目次

報告第22号	専決処分事項の報告について	1
報告第23号	専決処分事項の報告について	3
報告第24号	専決処分事項の報告について	5
報告第25号	専決処分事項の報告について	7
議案第93号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第94号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例	13
議案第95号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正 する条例	15
議案第96号	廿日市市社会体育施設設置及び管理条例の一部 を改正する条例	19
議案第97号	廿日市市自転車等の放置防止に関する条例等の 一部を改正する条例	21
議案第98号	廿日市市簡易水道事業設置条例及び廿日市市上 水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例	23
議案第99号	廿日市市吉和診療所条例の一部を改正する条例	25
議案第100号	廿日市市風致地区内における建築等の規制に関 する条例の一部を改正する条例	27
議案第105号	財産の取得について	29
議案第106号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更に ついて	31
議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について	33
議案第108号	和解に応ずることについて	35
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について	37
議案第110号	市道路線の認定について	39

議案第111号	工事委託契約の変更について	41
議案第112号	工事請負契約の締結について	43
議案第113号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	45

(報告第22号)

専決処分事項の報告について

(広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について)

(人 事 課)

1 専決処分した理由

広島県市町総合事務組合から、組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う組合規約の変更をすることについて協議があったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

平成29年3月31日限りで山県郡西部衛生組合が解散することにより、同組合が広島県市町総合事務組合を脱退することに伴う組合規約の変更をする。

3 専決処分年月日

平成28年10月31日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第5号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び名称変更並びにこれらに伴う当該組合の規約を変更すること。

5 参照法令

地方自治法

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この

節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(報告第23号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契約課)

1 専決処分した理由

平成28年議案第76号により契約を締結することについて議決を得た平良市民センター耐震改修・リニューアル工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	増加額
170,640,000円	177,829,560円	7,189,560円

3 専決処分年月日

平成28年11月22日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。

(報告第24号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成28年10月26日 が、原動機付自転車を運転して廿日市市宮内字国広地内の市道玉野井線を進行中、路面の穴に同車の後輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 21,549円

3 専決処分年月日

平成28年11月11日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第25号)

専決処分事項の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成28年9月7日維持管理課の職員が、交通安全施設整備業務のため、公用車を運転して廿日市市宮内字東畑口地内の交差点を左折しようとした際、左後方から進行してきた原動機付自転車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 64,000円

債権者 広島市佐伯区八幡四丁目4番9-10号

株式会社 中村流通

代表取締役 中村仁美

3 専決処分年月日

平成28年11月24日

4 根拠法令

報告第24号説明書に同じ。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(議案第93号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消及び扶養手当の見直しを図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

職員の給料表を、人事院の勧告に準じて改定する。

イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア)平成28年度	(イ)平成29年度以降
6月	100分の80	100分の80	100分の85
12月	100分の80	100分の90	100分の85

ウ 再任用職員の勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア)平成28年度	(イ)平成29年度以降
6月	100分の37.5	100分の37.5	100分の40
12月	100分の37.5	100分の42.5	100分の40

エ 扶養手当の支給月額の改定

扶養手当の支給月額を次のとおり改定する。ただし、職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人については、平成29年度までの間は、平成28年度は11,000円、平成29年度は10,000円（父母

等にあつては、9,000円) とする。

扶養親族	支給対象職員 の給料表の級	現 行	改 正 案		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
配偶者	7級以下	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
	8級	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円
子	8級以下	6,500円	8,000円	10,000円	10,000円
父母等	7級以下	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	8級	6,500円	6,500円	6,500円	3,500円

オ その他必要な規定の整理を行う。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。

号給	現 行	改正案
	円	円
1	371,000	372,000
2	419,000	420,000
3	471,000	471,000
4	532,000	532,000
5	607,000	607,000
6	709,000	709,000

イ 期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 平成28年度	(イ) 平成29年度以降
6月	100分の157.5	100分の157.5	100分の162.5
12月	100分の157.5	100分の167.5	100分の162.5

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)のイの(イ)、2の(1)のウの(イ)、2の(1)のエ及び2の(2)のイの(イ)は、平成29年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)のア及び2の(2)のアは、平成28年4月1日から適用する。
- (3) 2の(1)のイの(ア)、2の(1)のウの(ア)及び2の(2)のイの(ア)は、平成28年12月1日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

行政職給料表（平成28年度改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	140100	141600	1500	1.1	190200	191700	1500	0.8	226400	227900	1500	0.7	259900	261100	1200	0.5	286200	287100	900	0.3	317000	317700	700	0.2	361300	361800	500	0.1	406900	407300	400	0.1
2	141200	142700	1500	1.1	192000	193500	1500	0.8	228000	229500	1500	0.7	261900	263000	1100	0.4	288400	289300	900	0.3	319200	319900	700	0.2	363900	364400	500	0.1	409300	409700	400	0.1
3	142400	143900	1500	1.1	193800	195300	1500	0.8	229500	231000	1500	0.7	263700	264800	1100	0.4	290700	291600	900	0.3	321500	322200	700	0.2	366400	366900	500	0.1	411800	412200	400	0.1
4	143500	145000	1500	1.0	195600	197100	1500	0.8	231100	232600	1500	0.6	265800	266900	1100	0.4	292900	293700	800	0.3	323700	324400	700	0.2	369000	369500	500	0.1	414200	414600	400	0.1
5	144600	146100	1500	1.0	197200	198700	1500	0.8	232600	234100	1500	0.6	267700	268700	1000	0.4	294900	295700	800	0.3	326000	326600	600	0.2	371100	371500	400	0.1	416100	416500	400	0.1
6	145700	147200	1500	1.0	199000	200500	1500	0.8	234300	235800	1500	0.6	269600	270600	1000	0.4	297200	298000	800	0.3	328000	328600	600	0.2	373600	374000	400	0.1	418400	418800	400	0.1
7	146800	148300	1500	1.0	200800	202300	1500	0.7	235800	237300	1500	0.6	271600	272500	900	0.3	299500	300300	800	0.3	330200	330800	600	0.2	375900	376300	400	0.1	420500	420900	400	0.1
8	147900	149400	1500	1.0	202600	204100	1500	0.7	237400	238900	1500	0.6	273700	274600	900	0.3	301800	302500	700	0.2	332400	333000	600	0.2	378400	378800	400	0.1	422700	423100	400	0.1
9	149000	150500	1500	1.0	204300	205800	1500	0.7	238900	240300	1400	0.6	275800	276700	900	0.3	303900	304600	700	0.2	334500	335100	600	0.2	380900	381300	400	0.1	424700	425100	400	0.1
10	150400	151900	1500	1.0	206100	207600	1500	0.7	240400	241800	1400	0.6	277800	278700	900	0.3	306200	306900	700	0.2	336700	337300	600	0.2	383600	384000	400	0.1	426800	427200	400	0.1
11	151700	153200	1500	1.0	207900	209400	1500	0.7	242000	243400	1400	0.6	279900	280800	900	0.3	308400	309100	700	0.2	338800	339400	600	0.2	386200	386600	400	0.1	428900	429300	400	0.1
12	153000	154500	1500	1.0	209700	211200	1500	0.7	243500	244800	1300	0.5	282000	282800	800	0.3	310700	311400	700	0.2	341000	341600	600	0.2	388900	389300	400	0.1	431000	431400	400	0.1
13	154300	155800	1500	1.0	211100	212600	1500	0.7	245000	246300	1300	0.5	284000	284800	800	0.3	312900	313500	600	0.2	343000	343500	500	0.1	391300	391700	400	0.1	432700	433100	400	0.1
14	155800	157300	1500	1.0	212900	214400	1500	0.7	246500	247800	1300	0.5	286100	286900	800	0.3	315000	315600	600	0.2	345000	345500	500	0.1	393600	394000	400	0.1	434500	434900	400	0.1
15	157300	158800	1500	1.0	214600	216100	1500	0.7	247900	249100	1200	0.5	288100	288900	800	0.3	317200	317800	600	0.2	347100	347600	500	0.1	395800	396200	400	0.1	436500	436900	400	0.1
16	158900	160400	1500	0.9	216400	217900	1500	0.7	249300	250500	1200	0.5	290200	290900	700	0.2	319300	319900	600	0.2	349100	349600	500	0.1	398200	398600	400	0.1	438500	438900	400	0.1
17	160200	161700	1500	0.9	218100	219600	1500	0.7	250800	252000	1200	0.5	292200	292900	700	0.2	321400	322000	600	0.2	351000	351400	400	0.1	400000	400400	400	0.1	440400	440800	400	0.1
18	161700	163200	1500	0.9	219800	221300	1500	0.7	252600	253700	1100	0.4	294200	294900	700	0.2	323400	324000	600	0.2	353000	353400	400	0.1	402000	402400	400	0.1	442200	442600	400	0.1
19	163200	164700	1500	0.9	221400	222900	1500	0.7	254300	255400	1100	0.4	296300	297000	700	0.2	325500	326100	600	0.2	354800	355200	400	0.1	403900	404300	400	0.1	444000	444400	400	0.1
20	164700	166200	1500	0.9	223000	224500	1500	0.7	256100	257200	1100	0.4	298300	299000	700	0.2	327500	328100	600	0.2	356700	357100	400	0.1	405700	406100	400	0.1	445700	446100	400	0.1
21	166100	167600	1500	0.9	224500	226000	1500	0.7	257800	258800	1000	0.4	300400	301000	600	0.2	329500	330000	500	0.2	358700	359100	400	0.1	407600	408000	400	0.1	447500	447900	400	0.1
22	168800	170300	1500	0.9	226200	227700	1500	0.7	259600	260600	1000	0.4	302500	303100	600	0.2	331600	332100	500	0.2	360600	361000	400	0.1	409400	409800	400	0.1	449000	449400	400	0.1
23	171400	172900	1500	0.9	227800	229300	1500	0.7	261400	262300	900	0.3	304500	305100	600	0.2	333600	334100	500	0.1	362600	363000	400	0.1	411200	411600	400	0.1	450400	450800	400	0.1
24	174000	175500	1500	0.9	229400	230900	1500	0.7	263100	264000	900	0.3	306600	307200	600	0.2	335700	336200	500	0.1	364500	364900	400	0.1	413100	413500	400	0.1	451900	452300	400	0.1
25	176700	178200	1500	0.8	230800	232200	1400	0.6	265100	266000	900	0.3	308400	309000	600	0.2	337300	337700	400	0.1	366500	366900	400	0.1	414900	415300	400	0.1	453300	453700	400	0.1
26	178400	179900	1500	0.8	232300	233700	1400	0.6	267000	267900	900	0.3	310500	311100	600	0.2	339200	339600	400	0.1	368400	368800	400	0.1	416400	416800	400	0.1	454600	455000	400	0.1
27	180100	181600	1500	0.8	233800	235100	1300	0.6	268800	269700	900	0.3	312600	313200	600	0.2	341100	341500	400	0.1	370400	370800	400	0.1	417900	418300	400	0.1	455900	456300	400	0.1
28	181800	183300	1500	0.8	235100	236400	1300	0.6	270700	271500	800	0.3	314600	315200	600	0.2	343000	343400	400	0.1	372400	372800	400	0.1	419500	419900	400	0.1	457100	457500	400	0.1
29	183300	184800	1500	0.8	236400	237700	1300	0.5	272400	273200	800	0.3	316600	317100	500	0.2	344700	345100	400	0.1	373900	374300	400	0.1	421100	421500	400	0.1	458100	458500	400	0.1
30	185100	186600	1500	0.8	237600	238900	1300	0.5	274300	275100	800	0.3	318600	319100	500	0.2	346600	347000	400	0.1	375700	376100	400	0.1	422400	422800	400	0.1	458800	459200	400	0.1
31	186900	188400	1500	0.8	238700	239900	1200	0.5	276200	277000	800	0.3	320700	321200	500	0.2	348500	348900	400	0.1	377500	377900	400	0.1	423700	424100	400	0.1	459600	460000	400	0.1
32	188600	190100	1500	0.8	239900	241100	1200	0.5	278000	278700	700	0.3	322800	323300	500	0.2	350300	350700	400	0.1	379100	379500	400	0.1	424900	425300	400	0.1	460300	460700	400	0.1
33	190200	191700	1500	0.8	241200	242400	1200	0.5	279700	280400	700	0.3	324300	324700	400	0.1	352200	352600	400	0.1	380900	381300	400	0.1	426100	426500	400	0.1	461000	461400	400	0.1
34	191700	193200	1500	0.8	242500	243600	1100	0.5	281600	282300	700	0.2	326300	326700	400	0.1	354000	354400	400	0.1	382300	382700	400	0.1	427400	427800	400	0.1	461800	462200	400	0.1
35	193200	194700	1500	0.8	243700	244800	1100	0.5	283400	284100	700	0.2	328200	328600	400	0.1	355800	356200	400	0.1	383800	384200	400	0.1	428700	429100	400	0.1	462500	462900	400	0.1
36	194700	196200	1500	0.8	245000	246100	1100	0.4	285300	286000	700	0.2	330300	330700	400	0.1	357500	357900	400	0.1	385400	385800	400	0.1	429900	430300	400	0.1	463100	463500	400	0.1
37	196000	197500	1500	0.8	246000	247000	1000	0.4	287000	287600	600	0.2	332200	332600	400	0.1	358900	359300	400	0.1	386800	387200	400	0.1	431100	431500	400	0.1	463600	464000	400	0.1
38	197300	198800	1500	0.8	247400																											

消防職給料表 (平成28年度改定比較表)

(単位: 円、%)

号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級						
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額
1	163200	164900	1700	1.0	178800	180600	1800	1.0	205400	207100	1700	0.8	245300	247100	1800	0.7	289400	290800	1400	0.5	316300	317300	1000	0.3	345100	345900	800	0.2	380200	380700	500	0.1			
2	164900	166600	1700	1.0	180600	182400	1800	1.0	207400	209100	1700	0.8	247100	248900	1800	0.7	291600	292800	1200	0.4	318500	319500	1000	0.3	347300	348100	800	0.2	382400	382900	500	0.1			
3	166700	168400	1700	1.0	182400	184200	1800	1.0	209400	211100	1700	0.8	248900	250700	1800	0.7	293700	294900	1200	0.4	320800	321800	1000	0.3	349600	350400	800	0.2	384500	385000	500	0.1			
4	168400	170100	1700	1.0	184200	186000	1800	1.0	211400	213100	1700	0.8	250700	252500	1800	0.7	296000	297200	1200	0.4	323000	323900	900	0.3	351800	352600	800	0.2	386600	387100	500	0.1			
5	169900	171600	1700	1.0	186100	187900	1800	1.0	213400	215100	1700	0.8	252400	254200	1800	0.7	297900	299000	1100	0.4	325300	326200	900	0.3	353900	354600	700	0.2	388500	388900	400	0.1			
6	171800	173500	1700	1.0	188400	190200	1800	1.0	215400	217100	1700	0.8	254200	256000	1800	0.7	300100	301200	1100	0.4	327500	328400	900	0.3	356000	356700	700	0.2	390500	390900	400	0.1			
7	173600	175300	1700	1.0	190700	192500	1800	0.9	217400	219100	1700	0.8	255800	257600	1800	0.7	302300	303300	1000	0.3	329800	330700	900	0.3	358200	358900	700	0.2	392300	392700	400	0.1			
8	175500	177200	1700	1.0	193000	194800	1800	0.9	219300	221000	1700	0.8	257500	259300	1800	0.7	304500	305500	1000	0.3	332100	332900	800	0.2	360400	361100	700	0.2	394100	394500	400	0.1			
9	177200	178900	1700	1.0	195200	197000	1800	0.9	221400	223100	1700	0.8	258900	260700	1800	0.7	306500	307500	1000	0.3	334000	334800	800	0.2	362300	363000	700	0.2	395900	396300	400	0.1			
10	178900	180600	1700	1.0	197800	199600	1800	0.9	223200	224900	1700	0.8	260500	262300	1800	0.7	308700	309700	1000	0.3	336300	337100	800	0.2	364500	365200	700	0.2	397900	398300	400	0.1			
11	180600	182300	1700	0.9	200300	202100	1800	0.9	225000	226700	1700	0.8	261800	263600	1800	0.7	311000	312000	1000	0.3	338500	339300	800	0.2	366600	367300	700	0.2	399900	400300	400	0.1			
12	182300	184000	1700	0.9	202800	204600	1800	0.9	226800	228500	1700	0.7	263200	264900	1700	0.6	313200	314100	900	0.3	340800	341600	800	0.2	368800	369500	700	0.2	402000	402400	400	0.1			
13	184200	185900	1700	0.9	205200	206900	1700	0.8	228700	230400	1700	0.7	264800	266500	1700	0.6	315300	316200	900	0.3	342900	343600	700	0.2	371000	371500	500	0.1	403700	404100	400	0.1			
14	186300	188000	1700	0.9	207000	208700	1700	0.8	230600	232300	1700	0.7	266200	267900	1700	0.6	317600	318500	900	0.3	345000	345700	700	0.2	373100	373600	500	0.1	405800	406200	400	0.1			
15	188400	190100	1700	0.9	208800	210500	1700	0.8	232500	234200	1700	0.7	267300	269000	1700	0.6	319800	320700	900	0.3	347200	347900	700	0.2	375300	375800	500	0.1	407800	408200	400	0.1			
16	190500	192200	1700	0.9	210600	212300	1700	0.8	234400	236100	1700	0.7	268600	270300	1700	0.6	322100	322900	800	0.2	349300	350000	700	0.2	377400	377900	500	0.1	409900	410300	400	0.1			
17	192700	194400	1700	0.9	212500	214200	1700	0.8	236000	237700	1700	0.7	269700	271300	1600	0.6	324000	324800	800	0.2	351500	352200	700	0.2	379200	379600	400	0.1	411600	412000	400	0.1			
18	195100	196800	1700	0.9	214400	216100	1700	0.8	237800	239500	1700	0.7	271100	272700	1600	0.6	326300	327100	800	0.2	353500	354200	700	0.2	381200	381600	400	0.1	413300	413700	400	0.1			
19	197500	199200	1700	0.9	216300	218000	1700	0.8	239600	241300	1700	0.7	272500	274100	1600	0.6	328400	329200	800	0.2	355600	356300	700	0.2	383100	383500	400	0.1	415000	415400	400	0.1			
20	199900	201600	1700	0.9	218100	219800	1700	0.8	241400	243100	1700	0.7	274000	275500	1500	0.5	330700	331500	800	0.2	357700	358400	700	0.2	385100	385500	400	0.1	416600	417000	400	0.1			
21	202400	204100	1700	0.8	219800	221500	1700	0.8	243000	244700	1700	0.7	275300	276800	1500	0.5	332800	333500	700	0.2	359800	360300	500	0.1	386900	387300	400	0.1	418300	418700	400	0.1			
22	204200	205900	1700	0.8	221600	223300	1700	0.8	244400	246100	1700	0.7	276700	278200	1500	0.5	334800	335500	700	0.2	361800	362300	500	0.1	388900	389400	400	0.1	419900	420300	400	0.1			
23	206000	207700	1700	0.8	223400	225100	1700	0.8	245600	247300	1700	0.7	278200	279500	1300	0.5	336800	337600	700	0.2	363800	364300	500	0.1	391100	391500	400	0.1	421300	421700	400	0.1			
24	207800	209500	1700	0.8	225200	226900	1700	0.8	246900	248600	1700	0.7	279700	281000	1300	0.5	338900	339600	700	0.2	365900	366400	500	0.1	393100	393500	400	0.1	422800	423200	400	0.1			
25	209700	211400	1700	0.8	226900	228600	1700	0.7	248200	249900	1700	0.7	280900	282200	1300	0.5	340900	341600	700	0.2	367800	368200	400	0.1	394800	395200	400	0.1	424100	424500	400	0.1			
26	211500	213200	1700	0.8	228600	230300	1700	0.7	249500	251200	1700	0.7	282900	284100	1200	0.4	343000	343700	700	0.2	369800	370200	400	0.1	396800	397200	400	0.1	425500	425900	400	0.1			
27	213300	215000	1700	0.8	230300	232000	1700	0.7	250800	252500	1700	0.7	284900	286100	1200	0.4	345000	345700	700	0.2	371800	372200	400	0.1	398900	399300	400	0.1	427000	427400	400	0.1			
28	215000	216700	1700	0.8	232000	233700	1700	0.7	252000	253700	1700	0.7	286900	288100	1200	0.4	347000	347700	700	0.2	373800	374200	400	0.1	401000	401400	400	0.1	428600	429000	400	0.1			
29	216900	218600	1700	0.8	233400	235100	1700	0.7	253200	254900	1700	0.7	288900	290000	1100	0.4	349200	349700	500	0.1	375700	376100	400	0.1	402500	402900	400	0.1	429900	430300	400	0.1			
30	218700	220400	1700	0.8	235200	236900	1700	0.7	254300	256000	1700	0.7	290900	292000	1100	0.4	351300	351800	500	0.1	377800	378200	400	0.1	404300	404700	400	0.1	431600	432000	400	0.1			
31	220500	222200	1700	0.8	237000	238700	1700	0.7	255600	257300	1700	0.7	292800	293800	1000	0.3	353300	353800	500	0.1	379900	380300	400	0.1	406000	406400	400	0.1	433300	433700	400	0.1			
32	222300	224000	1700	0.8	238800	240500	1700	0.7	256700	258400	1700	0.7	294700	295700	1000	0.3	355400	355900	500	0.1	381900	382300	400	0.1	407700	408100	400	0.1	434900	435300	400	0.1			
33	224000	225700	1700	0.8	240200	241900	1700	0.7	257600	259100	1500	0.6	296500	297500	1000	0.3	357100	357500	400	0.1	383800	384200	400	0.1	409400	409800	400	0.1	436300	436700	400	0.1			
34	225700	227400	1700	0.8	241700	243400	1700	0.7	258800	260300	1500	0.6	298300	299300	1000	0.3	359100	359500	400	0.1	385900	386300	400	0.1	410900	411300	400	0.1	438000	438400	400	0.1			
35	227400	229100	1700	0.7	243000	244700	1700	0.7	259900	261400	1500	0.6	300200	301200	1000	0.3	361000	361400	400	0.1	388000	388400	400	0.1	412500	412900	400	0.1	439700	440100	400	0.1			
36	229100	230800	1700	0.7	244400	246100	1700	0.7	261100	262600	1500	0.6	302100	303000	900	0.3	363100	363500	400	0.1	389900	390300	400	0.1	414000	414400	400	0.1	441300	441700	400	0.1			
37	230500	232200	1700	0.7	245700	247400	1700	0.7	262100	263500	1400	0.5	303900	304800	900	0.3	365000	365400	400	0.1	391600	392000	400	0.1	415300	415700	400	0.1	442700						

消防職給料表 (平成28年度改定比較表)

(単位:円、%)

級 号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級				
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	
77	279300	280100	800	0.3	299000	299700	700	0.2	323900	324300	400	0.1	368700	369100	400	0.1	408000	408400	400	0.1	419900	420300	400	0.1	437300	437700	400	0.1					
78	280500	281300	800	0.3	300500	301200	700	0.2	325600	326000	400	0.1	369900	370300	400	0.1	408500	408900	400	0.1	420200	420600	400	0.1	437600	438000	400	0.1					
79	281700	282500	800	0.3	301900	302500	600	0.2	327200	327600	400	0.1	371100	371500	400	0.1	409100	409500	400	0.1	420500	420900	400	0.1	437900	438300	400	0.1					
80	282800	283600	800	0.3	303400	304000	600	0.2	328800	329200	400	0.1	372300	372700	400	0.1	409600	410000	400	0.1	420800	421200	400	0.1	438200	438600	400	0.1					
81	284100	284700	600	0.2	304900	305400	500	0.2	330500	330900	400	0.1	373500	373900	400	0.1	410000	410400	400	0.1	421000	421400	400	0.1	438400	438800	400	0.1					
82	285300	285900	600	0.2	306300	306800	500	0.2	332200	332600	400	0.1	374700	375100	400	0.1	410600	411000	400	0.1	421300	421700	400	0.1	438700	439100	400	0.1					
83	286600	287200	600	0.2	307600	308100	500	0.2	333800	334200	400	0.1	375800	376200	400	0.1	411100	411500	400	0.1	421600	422000	400	0.1	439000	439400	400	0.1					
84	287900	288500	600	0.2	309000	309500	500	0.2	335500	335900	400	0.1	377000	377400	400	0.1	411300	411700	400	0.1	421800	422200	400	0.1	439300	439700	400	0.1					
85	289100	289700	600	0.2	310200	310600	400	0.1	336900	337300	400	0.1	378100	378500	400	0.1	411600	412000	400	0.1	422000	422400	400	0.1	439500	439900	400	0.1					
86	290300	290900	600	0.2	311700	312100	400	0.1	338400	338800	400	0.1	378700	379100	400	0.1	412100	412500	400	0.1	422300	422700	400	0.1									
87	291500	292000	500	0.2	313000	313400	400	0.1	339900	340300	400	0.1	379200	379600	400	0.1	412400	412800	400	0.1	422600	423000	400	0.1									
88	292700	293200	500	0.2	314500	314900	400	0.1	341400	341800	400	0.1	379800	380200	400	0.1	412700	413100	400	0.1	422800	423200	400	0.1									
89	293800	294300	500	0.2	316000	316400	400	0.1	342700	343100	400	0.1	380400	380800	400	0.1	413000	413400	400	0.1	423000	423400	400	0.1									
90	295000	295500	500	0.2	317500	317900	400	0.1	343900	344300	400	0.1	381000	381400	400	0.1	413400	413800	400	0.1	423300	423700	400	0.1									
91	296100	296600	500	0.2	318900	319300	400	0.1	345200	345600	400	0.1	381600	382000	400	0.1	413800	414200	400	0.1	423600	424000	400	0.1									
92	297300	297800	500	0.2	320400	320800	400	0.1	346500	346900	400	0.1	382200	382600	400	0.1	414200	414600	400	0.1	423800	424200	400	0.1									
93	298100	298500	400	0.1	321700	322100	400	0.1	347900	348300	400	0.1	382500	382900	400	0.1	414500	414900	400	0.1	424000	424400	400	0.1									
94	299400	299800	400	0.1	323000	323400	400	0.1	349400	349800	400	0.1	383000	383400	400	0.1																	
95	300500	300900	400	0.1	324400	324800	400	0.1	350900	351300	400	0.1	383600	384000	400	0.1																	
96	301800	302200	400	0.1	325700	326100	400	0.1	352400	352800	400	0.1	384100	384500	400	0.1																	
97	302900	303300	400	0.1	326900	327300	400	0.1	353700	354100	400	0.1	384500	384900	400	0.1																	
98	304100	304500	400	0.1	328200	328600	400	0.1	354900	355300	400	0.1	384900	385300	400	0.1																	
99	305300	305700	400	0.1	329500	329900	400	0.1	356000	356400	400	0.1	385500	385900	400	0.1																	
100	306500	306900	400	0.1	330800	331200	400	0.1	357200	357600	400	0.1	386000	386400	400	0.1																	
101	307700	308100	400	0.1	332200	332600	400	0.1	358300	358700	400	0.1	386400	386800	400	0.1																	
102	308700	309100	400	0.1	333100	333500	400	0.1	359400	359800	400	0.1	386900	387300	400	0.1																	
103	309800	310200	400	0.1	334200	334600	400	0.1	360500	360900	400	0.1	387500	387900	400	0.1																	
104	310800	311200	400	0.1	335400	335800	400	0.1	361700	362100	400	0.1	388000	388400	400	0.1																	
105	311600	312000	400	0.1	336500	336900	400	0.1	362900	363300	400	0.1	388300	388700	400	0.1																	
106	312200	312600	400	0.1	337600	338000	400	0.1	363400	363800	400	0.1	388700	389100	400	0.1																	
107	312800	313200	400	0.1	338600	339000	400	0.1	364000	364400	400	0.1	389200	389600	400	0.1																	
108	313500	313900	400	0.1	339700	340100	400	0.1	364600	365000	400	0.1	389500	389900	400	0.1																	
109	314000	314400	400	0.1	340900	341300	400	0.1	365200	365600	400	0.1	389800	390200	400	0.1																	
110	314500	314900	400	0.1	341900	342300	400	0.1	365700	366100	400	0.1	390300	390700	400	0.1																	
111	315000	315400	400	0.1	342900	343300	400	0.1	366200	366600	400	0.1	390800	391200	400	0.1																	
112	315600	316000	400	0.1	343800	344200	400	0.1	366700	367100	400	0.1	391300	391700	400	0.1																	
113	316400	316800	400	0.1	344700	345100	400	0.1	367100	367500	400	0.1	391600	392000	400	0.1																	
114	317100	317500	400	0.1	345600	346000	400	0.1	367500	367900	400	0.1	392100	392500	400	0.1																	
115	317800	318200	400	0.1	346600	347000	400	0.1	368100	368500	400	0.1	392600	393000	400	0.1																	
116	318500	318900	400	0.1	347600	348000	400	0.1	368600	369000	400	0.1	393100	393500	400	0.1																	
117	319100	319500	400	0.1	348600	349000	400	0.1	369000	369400	400	0.1	393400	393800	400	0.1																	
118	319900	320300	400	0.1	349100	349500	400	0.1	369500	369900	400	0.1	393900	394300	400	0.1																	
119	320600	321000	400	0.1	349700	350100	400	0.1	370100	370500	400	0.1	394400	394800	400	0.1																	
120	321400	321800	400	0.1	350300	350700	400	0.1	370600	371000	400	0.1	394900	395300	400	0.1																	
121	322000	322400	400	0.1	350600	351000	400	0.1	370700	371100	400	0.1	395300	395700	400	0.1																	
122	322300	322700	400	0.1	351000	351400	400	0.1	371300	371700	400	0.1	395800	396200	400	0.1																	
123	322800	323200	400	0.1	351500	351900	400	0.1	371800	372200	400	0.1	396200	396600	400	0.1																	
124	323300	323700	400																														

(議案第94号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するとともに、廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会の議長、副議長及び議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア)平成28年度	(イ)平成29年度以降
6月	100分の202.5	100分の202.5	100分の207.5
12月	100分の217.5	100分の227.5	100分の222.5

(2) 市議会の議長、副議長及び議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額を次のとおり改定する。

区 分		現 行	改 正 案
市 議 会	議 長	500,000 円	520,000 円
	副 議 長	460,000 円	480,000 円
	議 員	420,000 円	440,000 円
市	長	920,000 円	940,000 円
副	市 長	745,000 円	765,000 円

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)の(イ)及び2の(2)は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 2の(1)の(ア)は、平成28年12月1日から適用する。

4 根拠法令

地方自治法

第203条

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第95号)

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、要介護者を介護するための制度を新たに設けるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲について、地方公務員の育児休業等に関する法律に定めるもののほか、条例で定める者として、養子縁組によって養親となることが適当と認められる職員であるにもかかわらず、親権を行う者等の反対により養親となることができない養育里親である職員に委託された子を追加する。

イ 児童福祉法の一部が改正され、新たに養子縁組里親が定義付けられたことなどに伴い、必要な規定の整理を行う。

ウ その他必要な規定の整理を行う。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する場合における当該育児の対象となる子の範囲に、次に掲げる子を追加する。

(ア) 民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間中の子

(イ) 将来的に養子縁組を結ぶことを前提として委託を受けた里親である職員に委託されている子

(ウ) 養子縁組によって養親となることが適当と認められる職員であ

るにもかかわらず、親権を行う者等の反対により養親となることができない養育里親である職員に委託された子

イ 要介護者を介護するための請求があったときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととする。

ウ 介護休暇の期間は、通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間とし、3回を限度として分割して請求することができることとする。

エ 要介護者を介護することが適当と認められるときは、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間を介護時間として請求することができる。この場合において、介護時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

オ (1)のイに同じ。

カ その他必要な規定の整理を行う。

(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

ア 部分休業の対象となる子の範囲について、(2)のアに掲げる子を追加する。

イ 介護時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

ウ (1)のイに同じ。

エ その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成29年1月1日。ただし、2の(1)のイ、2の(2)のオ及び2の(3)のウは、平成29年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方公務員法

第24条

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(2) 地方公営企業法

第38条

④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができる。（以下略）

(議案第96号)

廿日市市社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

1 提案の要旨

老朽化に伴い、使用に供することが困難となった平良体育館を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成29年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第97号)

廿日市市自転車等の放置防止に関する条例等の一部を改正する条例

〔維持管理課〕
〔教育委員会〕

1 提案の要旨

(1) 使用料、手数料等について、受益者負担の適正化を図るなどの目的で、次の表の左欄に掲げる条例に定める同表の右欄に掲げる使用料等の額を改定しようとするものである。

条 例	使用料等
廿日市市自転車等の放置防止に関する条例	移送手数料
廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例	保育料及び預かり保育料
廿日市市社会体育施設設置及び管理条例	施設使用料
廿日市市公園条例	定期利用券
廿日市市大野体育館等設置及び管理条例	施設使用料

(2) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成29年4月1日。ただし、(1)の表の定期利用券に係る改正規定については、平成29年3月1日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項につい

ては、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(2) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

第6条

- ⑤ 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

(議案第98号)

廿日市市簡易水道事業設置条例及び廿日市市上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

〔簡易水道工務課〕
〔水道局〕

1 改正の理由

津田簡易水道、南部簡易水道、東部簡易水道及び浅原簡易水道を上水道事業と統合することに伴い、これらの簡易水道事業を廃止し、上水道事業の給水区域を拡張するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市簡易水道事業設置条例の一部改正

津田簡易水道、南部簡易水道、東部簡易水道及び浅原簡易水道を廃止する。

(2) 廿日市市上水道事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 上水道事業の給水区域に玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原及び栗栖の各一部を加える。

イ 上水道事業の給水人口及び1日最大給水量を次のとおり変更する。

区分	現 行	改 正 案
給 水 人 口	10万3,300人	10万6,900人
1日最大給水量	4万3,600立方メートル	4万1,300立方メートル

3 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

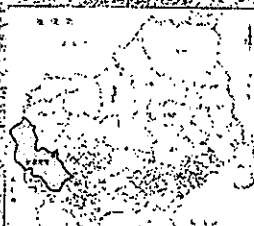
第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公営企業法

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

甘日市市水道事業給水区域図

S=1:60,000



上水道事業
簡易水道事業

吉和簡易水道

東部簡易水道
(廃止)

浅原簡易水道
(廃止)

津田簡易水道
(廃止)

南部簡易水道
(廃止)

甘日市市上水道事業

宮島簡易水道

◎給水区域
津田簡易水道、南部簡易水道、東部簡易水道、及び浅原簡易水道を廃止し、甘日市市上水道事業に加える。

◎計画給水人口
10万6,900人 (10万3,300人)

◎計画1日最大給水量
4万1,300立方メートル (4万3,600立方メートル)
※ ()は改正前値

国策番号	種別	1:60,000
工事名	甘日市市水道事業給水区域図	
種別	甘日市市水道事業給水区域図	
工事種別	位置別甘日市市	
甘日市市		

(議案第 99 号)

廿日市市吉和診療所条例の一部を改正する条例

(健康推進課)

1 提案の要旨

吉和診療所を移転することに伴い、その位置を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市吉和 6 1 7 番地	廿日市市吉和 1 7 7 1 番地 1

2 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日

3 根拠法令

議案第 96 号説明書に同じ。

(議案第100号)

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(都市計画課)

1 提案の要旨

森林法等の一部を改正する法律において国立研究開発法人森林総合研究所法の一部が改正され、法人の名称が国立研究開発法人森林総合研究所から国立研究開発法人森林研究・整備機構に改称されることに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成29年4月1日

3 根拠法令

都市計画法

第58条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。



(議案第105号)

財産の取得について

(情報推進課)

1 提案の要旨

情報セキュリティ強化対策事業で使用する機器等を買入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 情報セキュリティ強化対策用システム機器等
数量 一式

3 取得価格 49,953,132円

4 相手方 広島市中区大手町二丁目11番10号

株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ

取締役社長 熊谷 鋭

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第106号)

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

(市民課)

1 提案の要旨

広島県の港湾整備事業により公有水面が埋め立てられ、廿日市市の区域内に新たに土地が生じたので、その旨を確認し、同地の付近の町の区域を変更し、同地をこれに編入する。

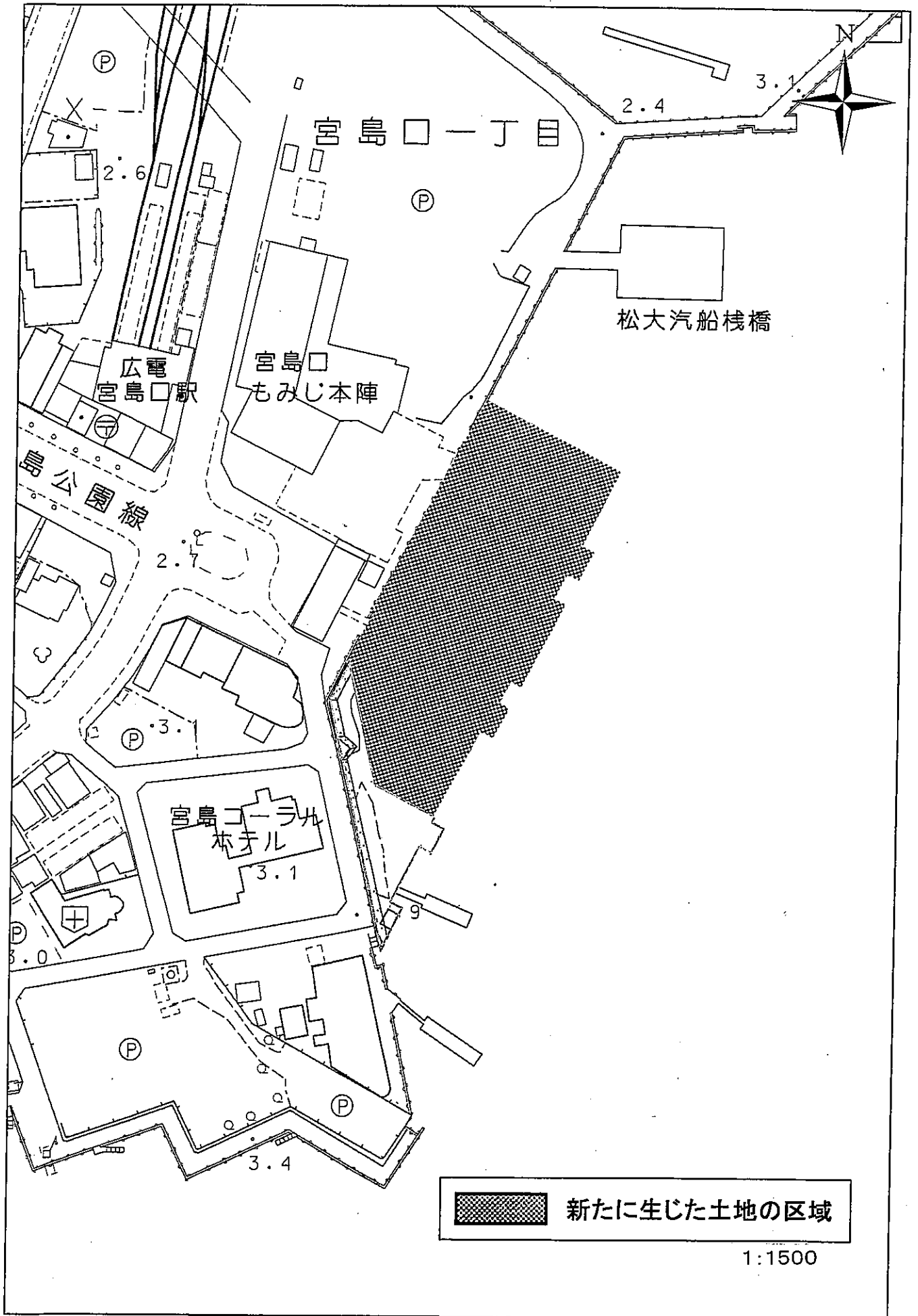
新 た に 生 じ た 土 地		編 入 す る 町
位 置	面 積	
廿日市市宮島口一丁目90 97の3及び2621の3 の地先	4,945.13 平方メートル	廿日市市宮島口一丁目

2 根拠法令

地方自治法

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。



(議案第107号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1. 提案の要旨

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者の指定期間が、平成29年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

(2) 指定管理者となる団体の名称

広島市佐伯区五日市町大字皆賀329番地2

広島緑地建設株式会社

代表取締役 大 野 穂

(3) 指定の期間

平成29年4月1日から

平成34年3月31日まで

2 根拠法令

地方自治法

第244条の2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第108号)

和解に応ずることについて

(吉和魅惑の里企画室)

1 提案の要旨

市は、広島緑地建設株式会社との間で、平成28年8月16日に発生した廿日市市吉和魅惑の里における火災事故に伴う解決金について、協議を行っていた。

この和解条項について、適当と認められるので、和解に応じようとするものである。

2 和解の内容

- (1) 広島緑地建設株式会社及び市は、本件に関し、広島緑地建設株式会社が市に対して解決金として金131万4,125円を支払う義務があることを相互に確認する。
- (2) 広島緑地建設株式会社は、市に対し、(1)の金員を、市の指定する期日までに、市の指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は、広島緑地建設株式会社の負担とする。
- (3) 市は、広島緑地建設株式会社に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 広島緑地建設株式会社と市は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかには、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 根拠法令

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法

第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(議案第109号)

公の施設の指定管理者の指定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

廿日市駅前自転車駐車場外12施設の指定管理者の指定期間が、平成29年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市駅前自転車駐車場
宮内串戸駅前自転車駐車場
大野浦自転車駐車場
山陽女子大前自転車駐車場
宮内駅前自転車駐車場
地御前駅前自転車駐車場
廿日市市役所前駅自転車駐車場
阿品駅前自転車駐車場
阿品東自転車駐車場
広電廿日市駅自転車駐車場
宮島口自転車駐車場
広電宮島口駅前自転車駐車場
前空自転車駐車場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目1番5号
公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター
理事長 岡 崎 美彌子

(3) 指定の期間

平成29年4月1日から
平成34年3月31日まで

2 根拠法令

議案第107号説明書に同じ。

(議案第110号)

市道路線の認定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

国道等の新設に伴い移管を受ける道路を、次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
1410	堂垣内半明原線	国道の新設に伴い移管を受ける道路を市道とするため 県道の新設に伴い移管を受ける道路を市道とするため
1411	向井原明石線	
4657	経小屋線	
4658	嵐谷奥谷尻線	

2 根拠法令

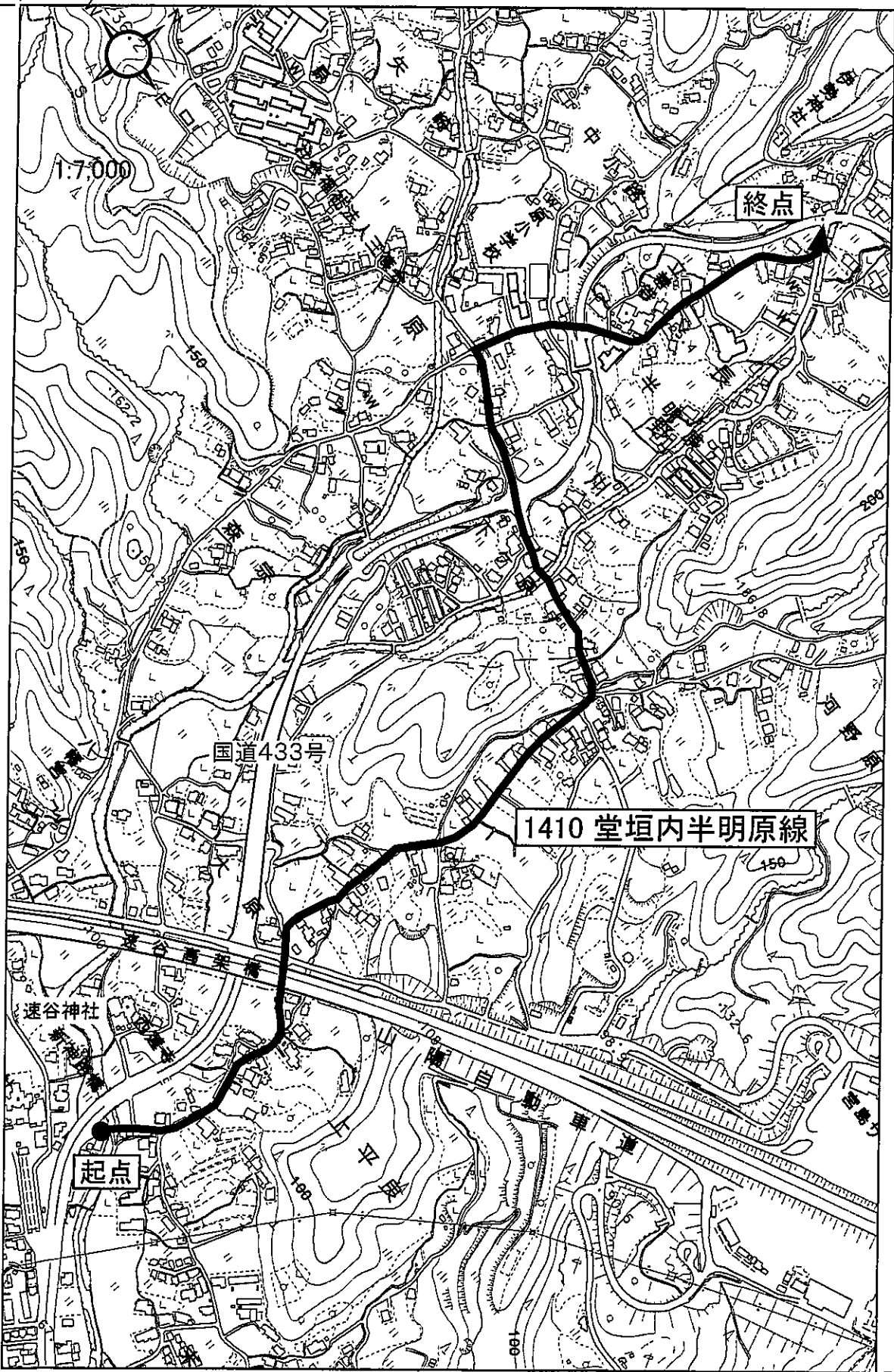
道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

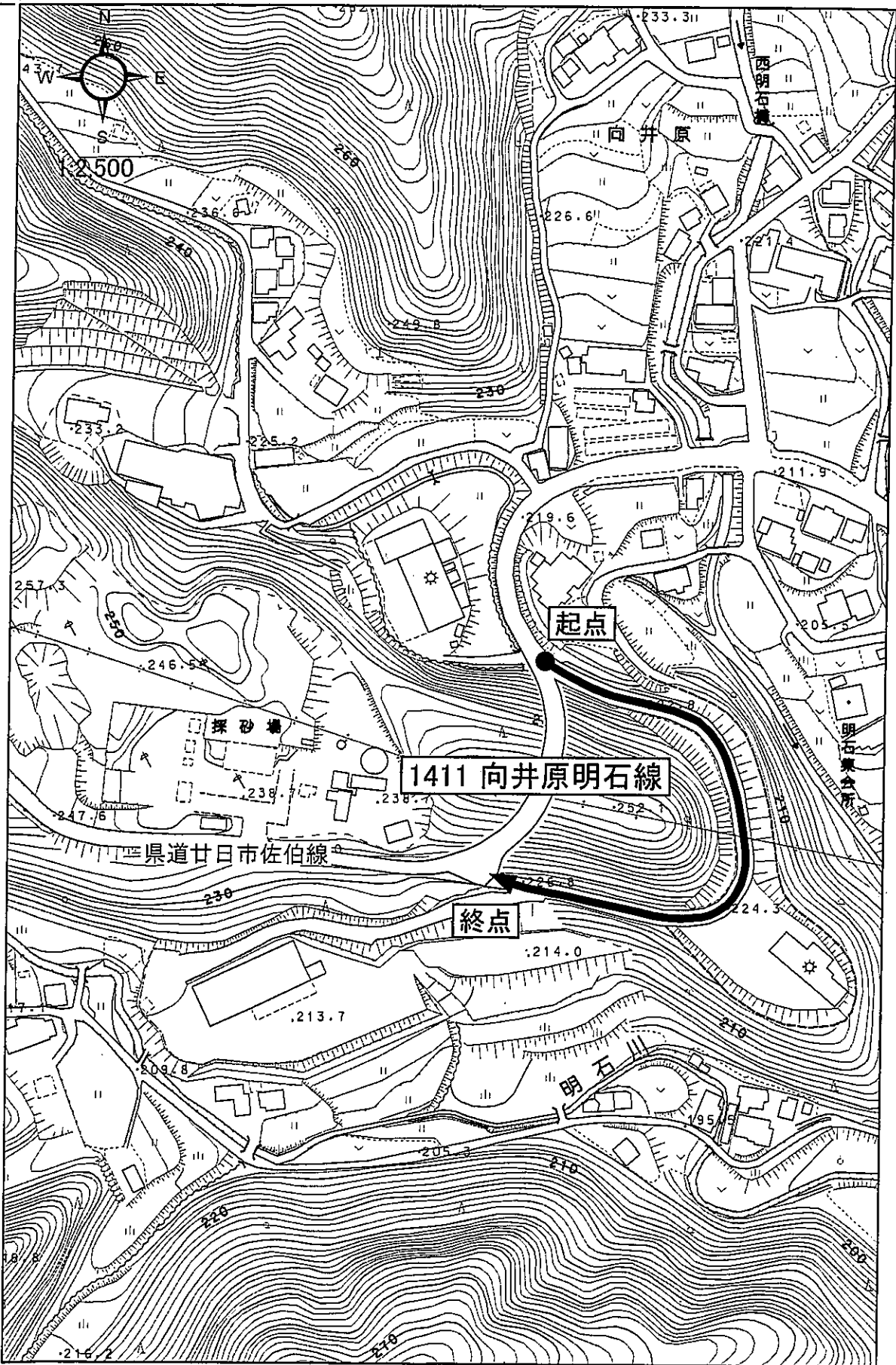
② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。



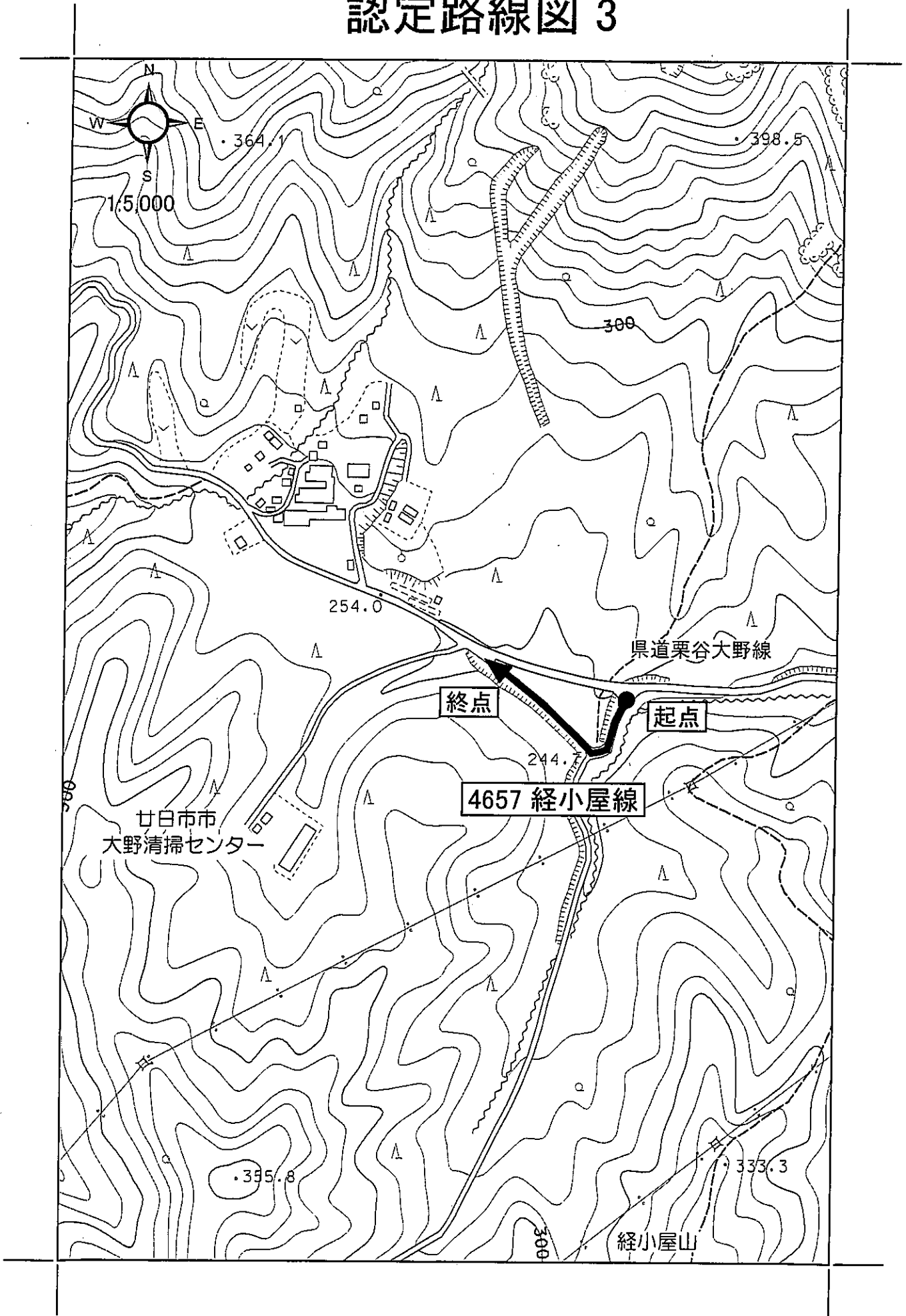
認定路線図 1



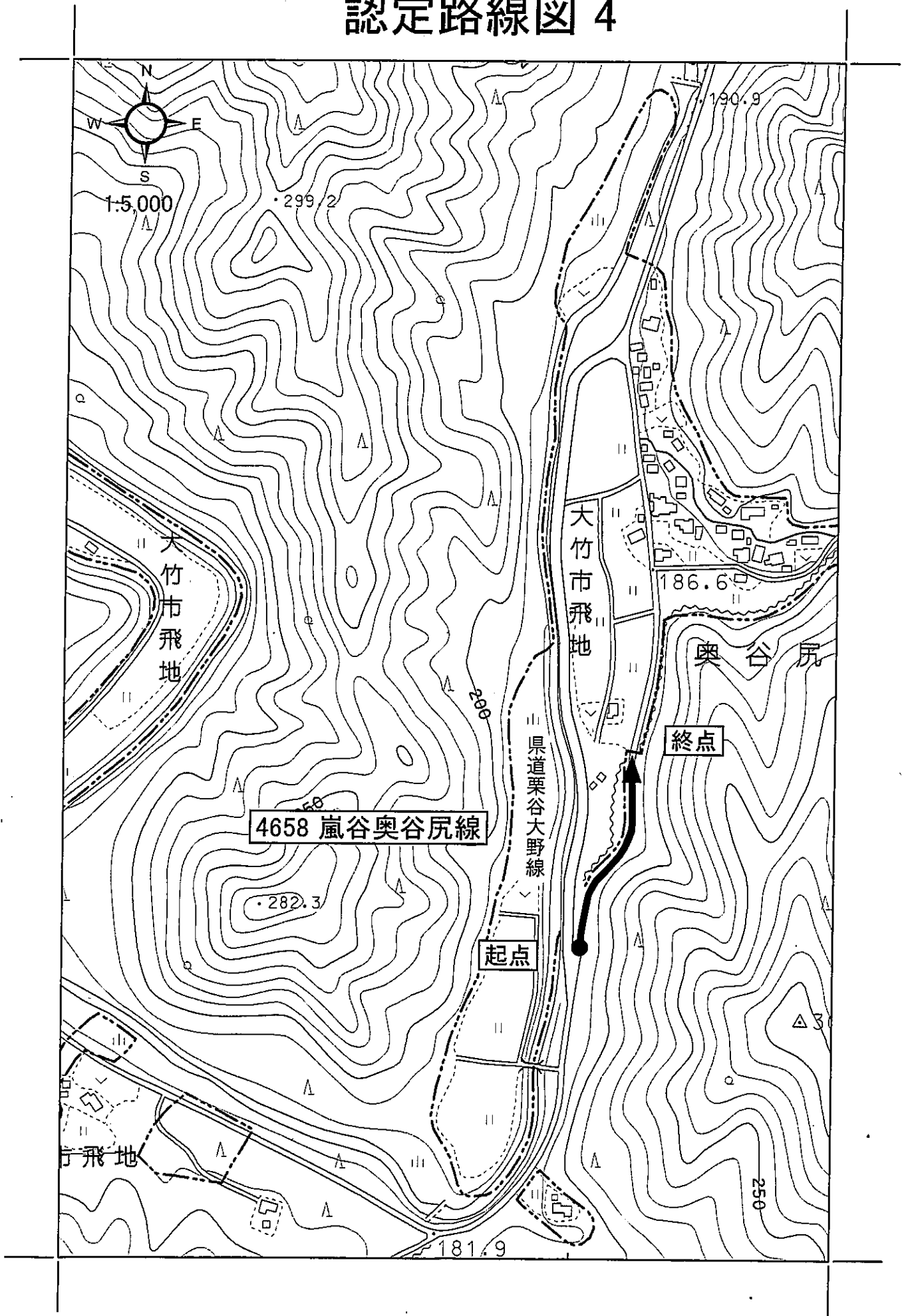
認定路線図 2



認定路線図 3



認定路線図 4



(議案第 1 1 1 号)

工事委託契約の変更について

(下水道課)

1 変更の理由

平成 2 7 年議案第 8 1 号により契約を締結することについて議決を得た廿日市市公共下水道根幹的施設建設工事の委託契約については、日本下水道事業団が発注した工事に入札差金が発生したことなどにより、委託金額を変更する必要があるものである。

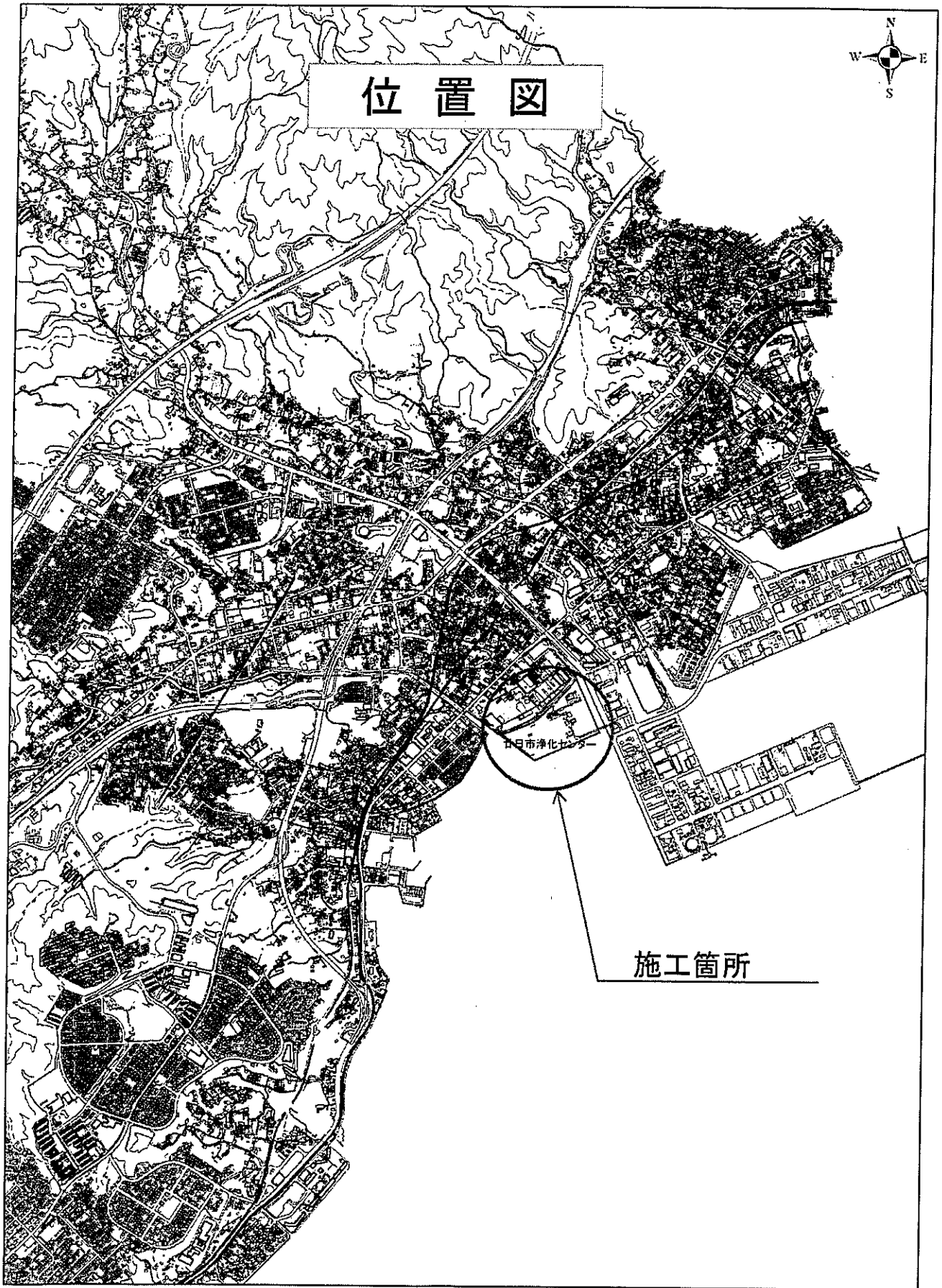
2 変更の内容

現委託金額	変更委託金額	減少額
209,460,000円	174,710,000円	34,750,000円

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。





(議案第112号)

工事請負契約の締結について

(教育委員会)

1 提案の要旨

廿日市市大野1348番1外において施工する大野学校給食センター整備運営事業建設工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 学校給食センター建設工事

供給能力 1日2,500食

(2) 請負金額 1,016,352,678円

(3) 請負者 広島市中区鶴見町4番25号

株式会社 増岡組広島本店

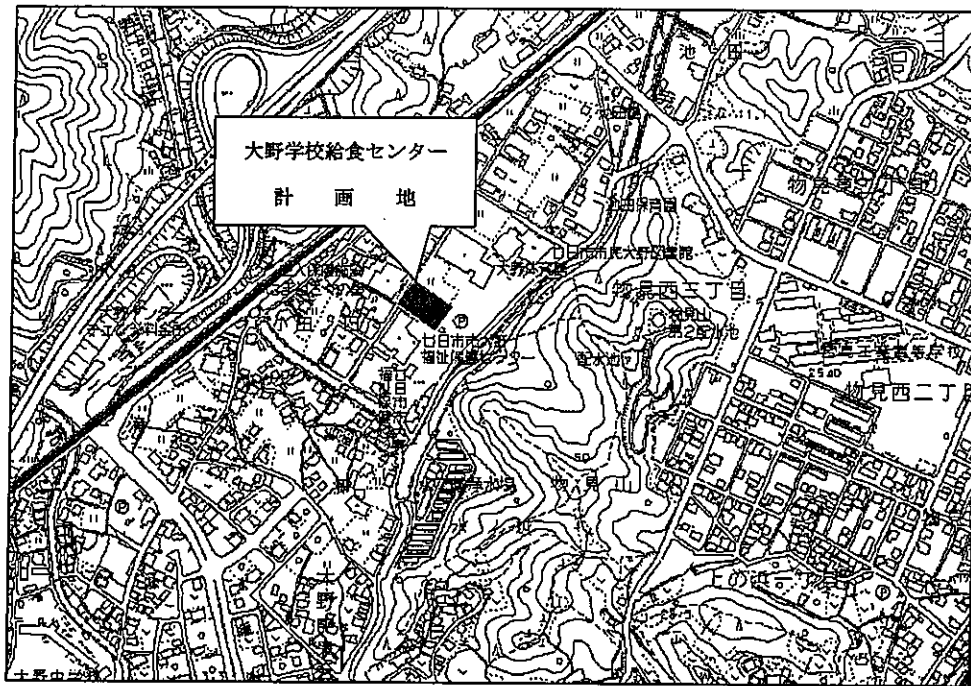
専務取締役本店長 平田啓二

(4) 工期 議決の日の翌日から

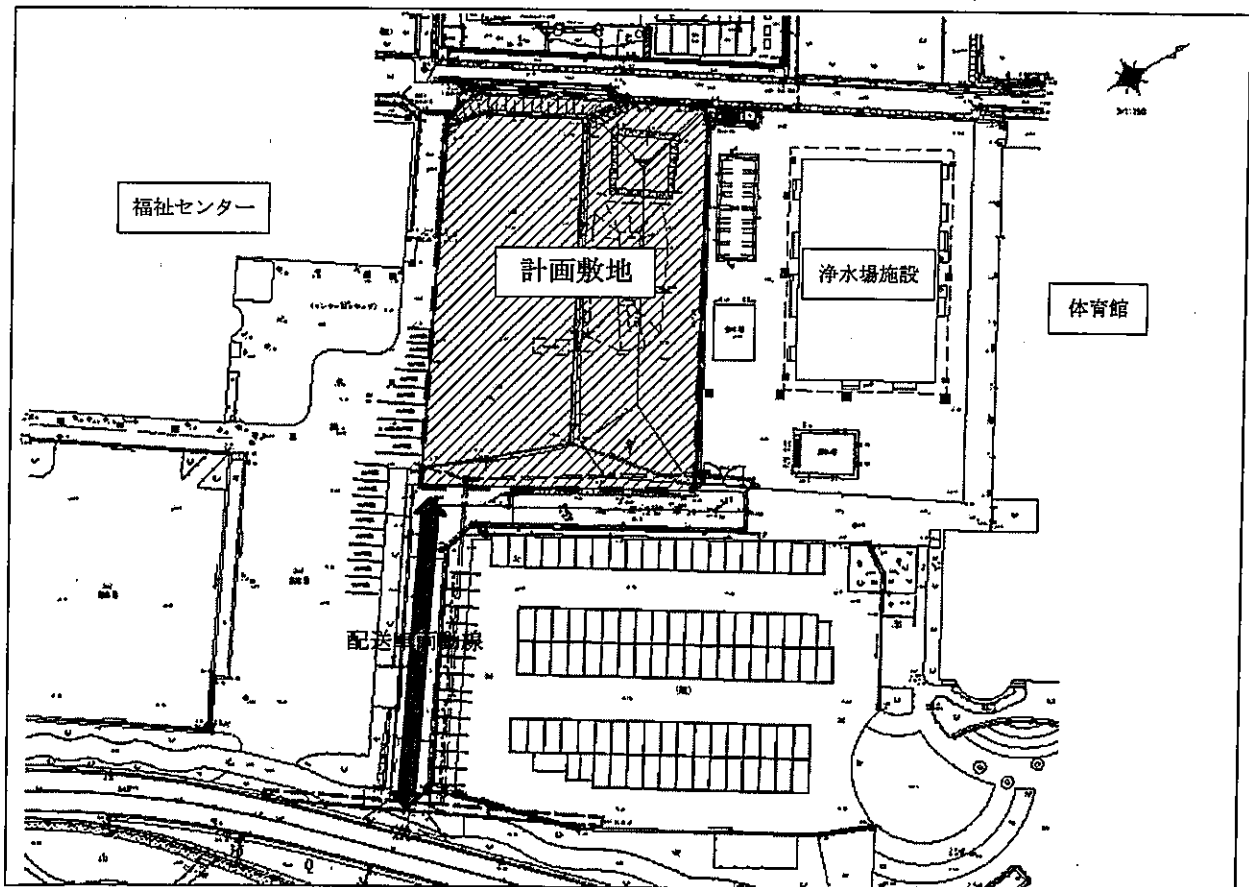
平成30年7月31日まで

3 根拠法令

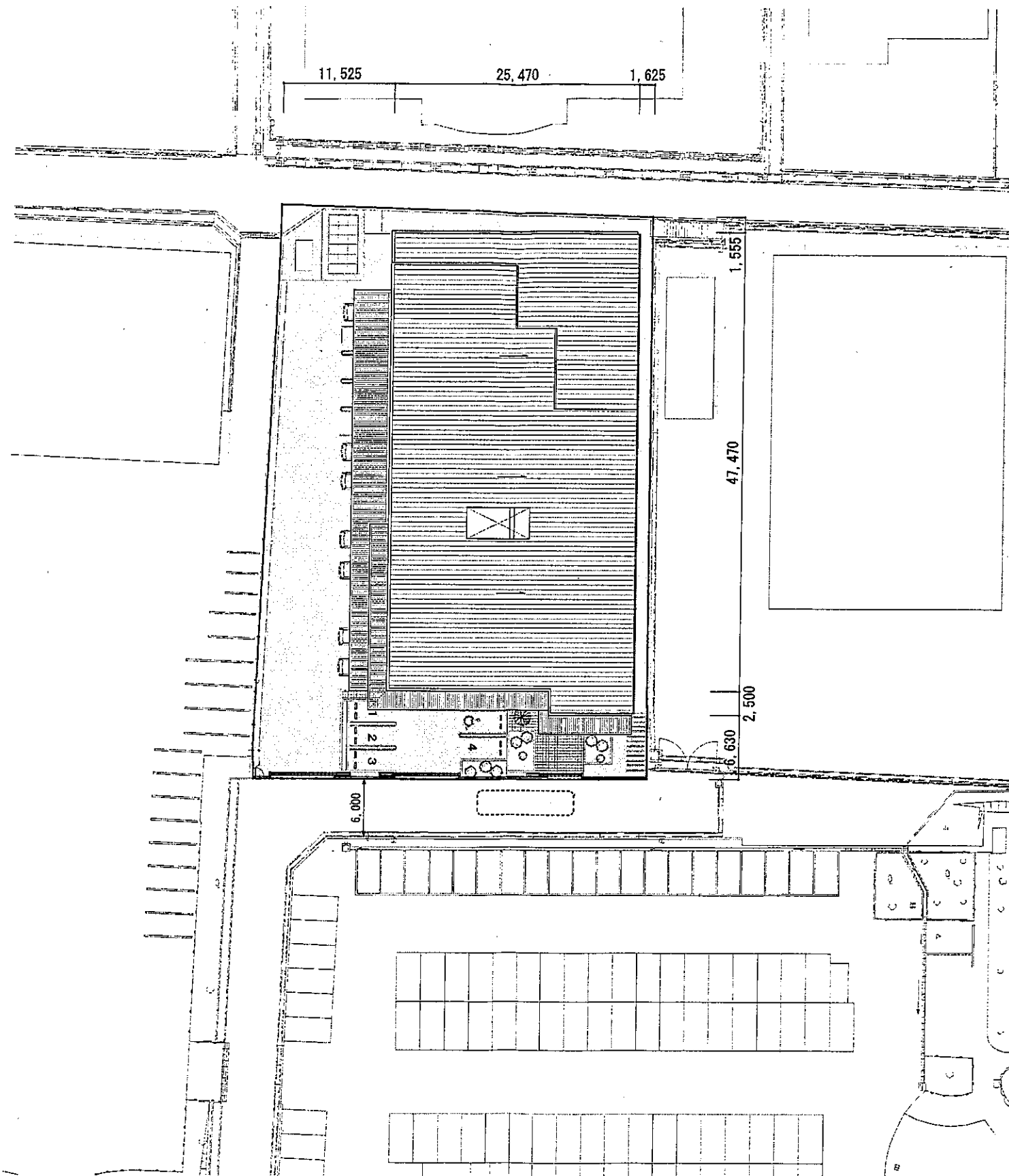
議案第111号説明書に同じ。



付近見取図

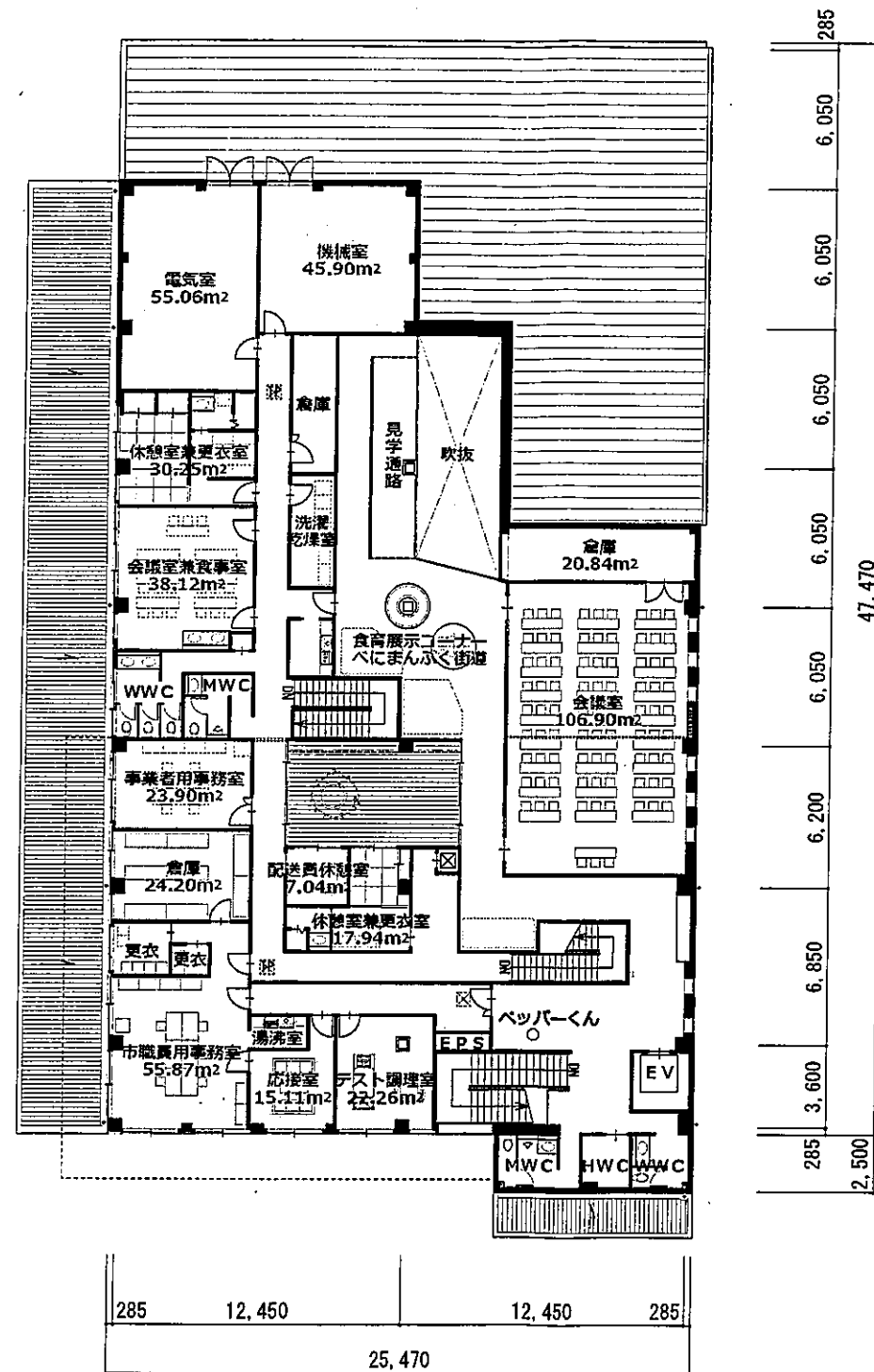
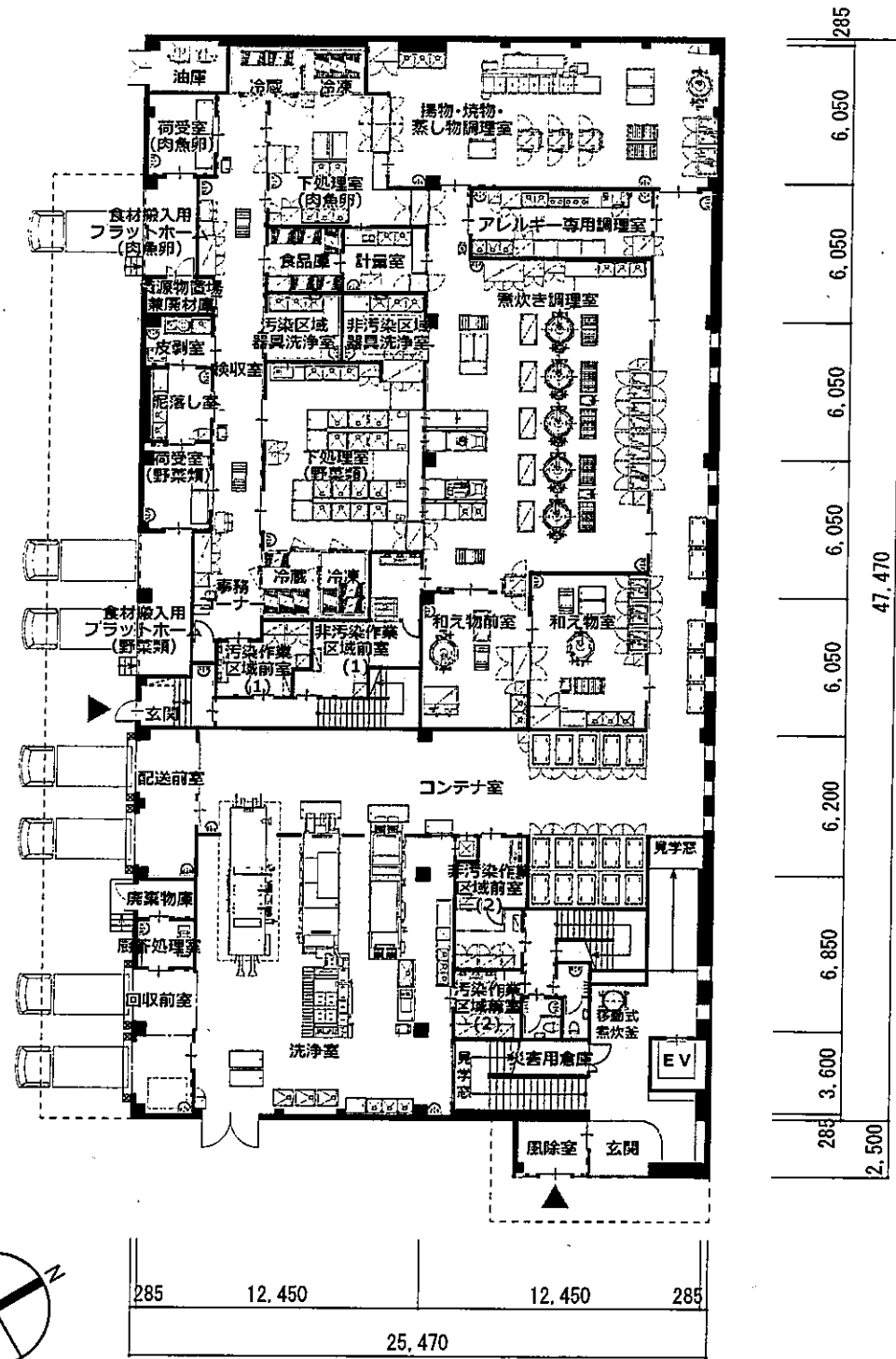


位置図

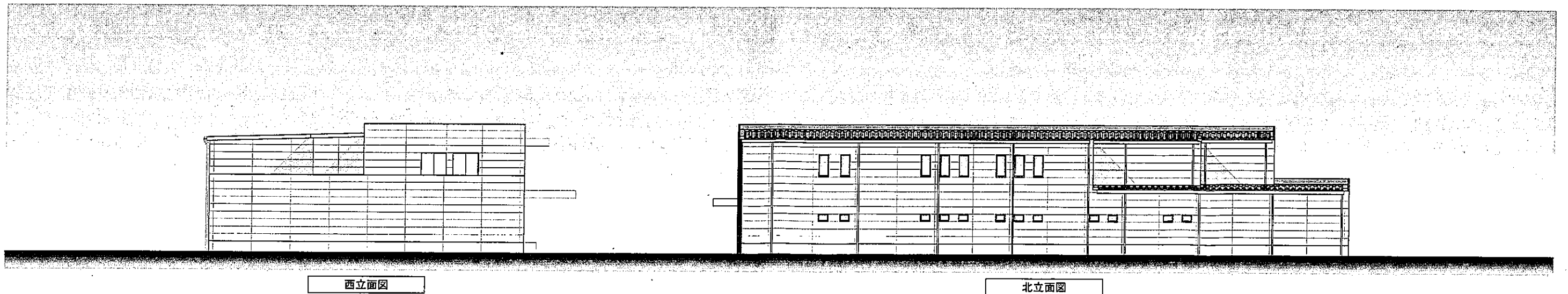
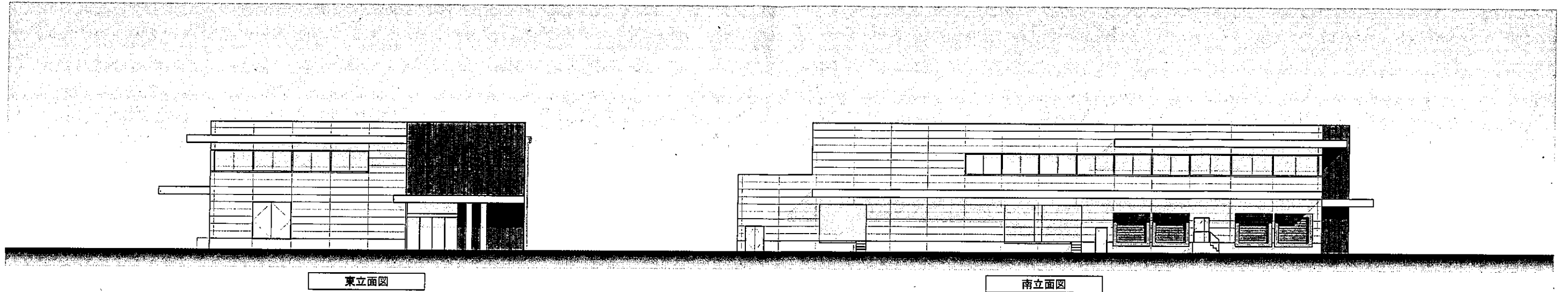


配置図

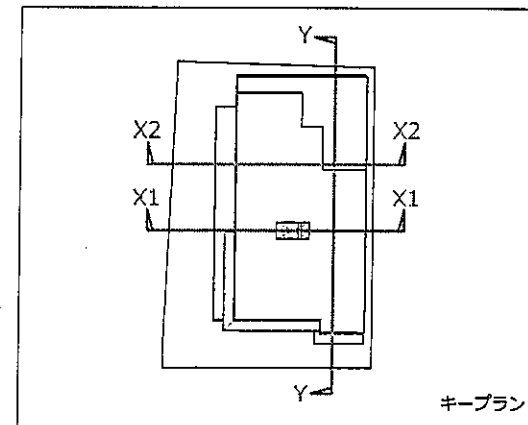
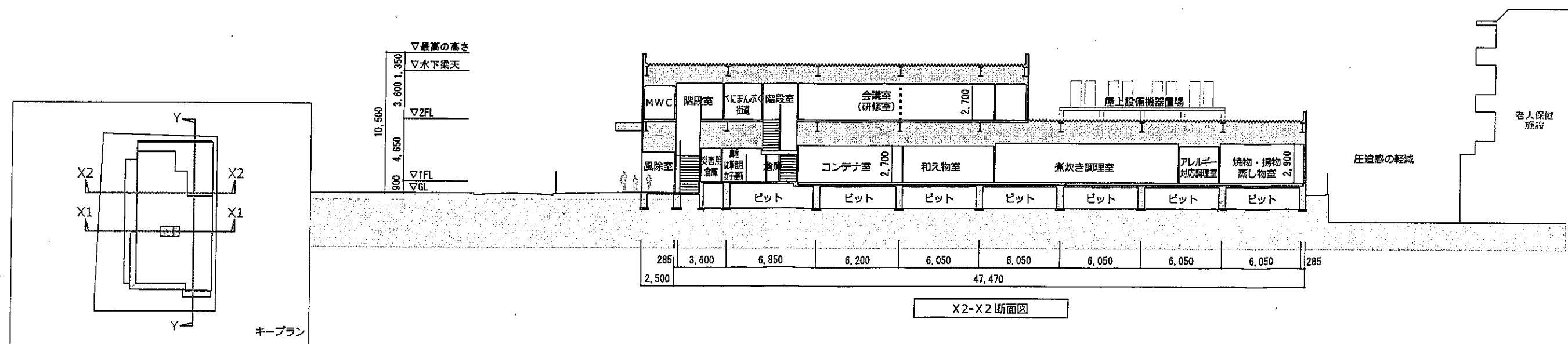
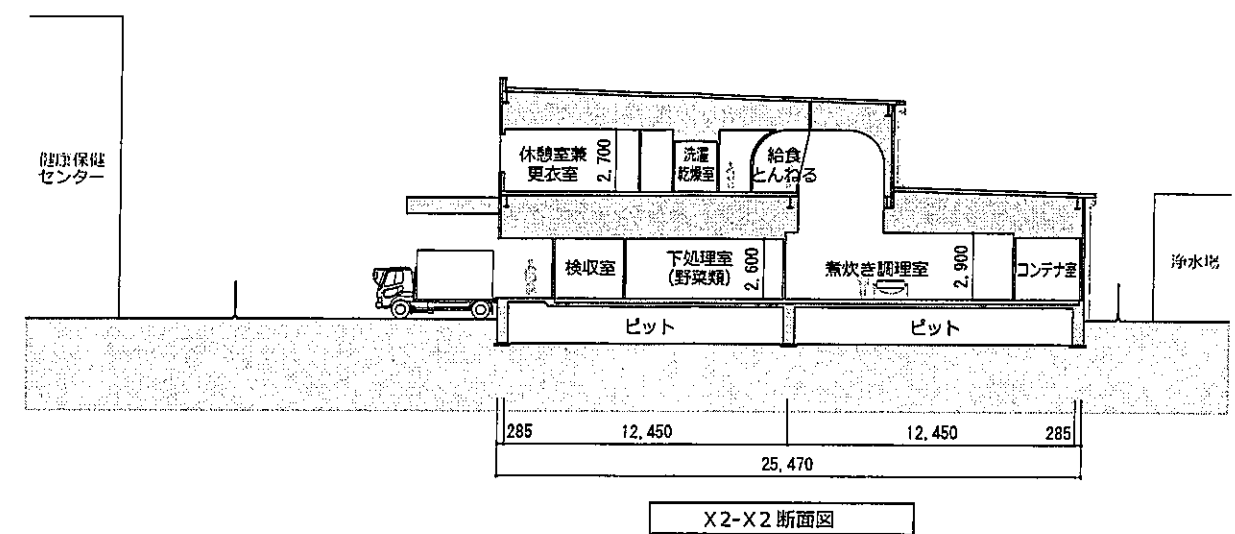
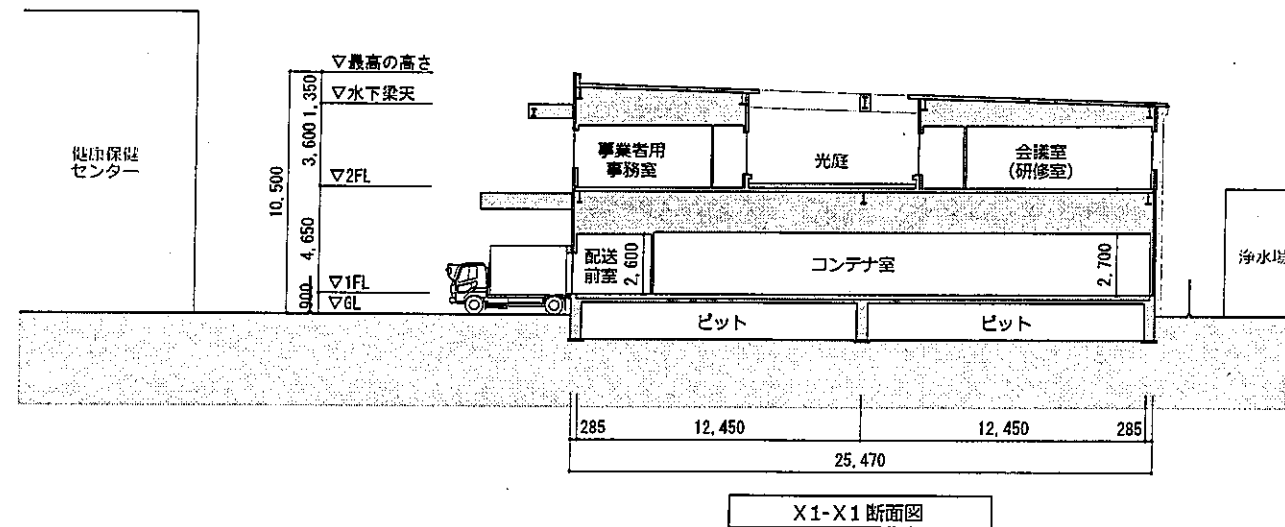
大野学校給食センター整備運営事業提案図



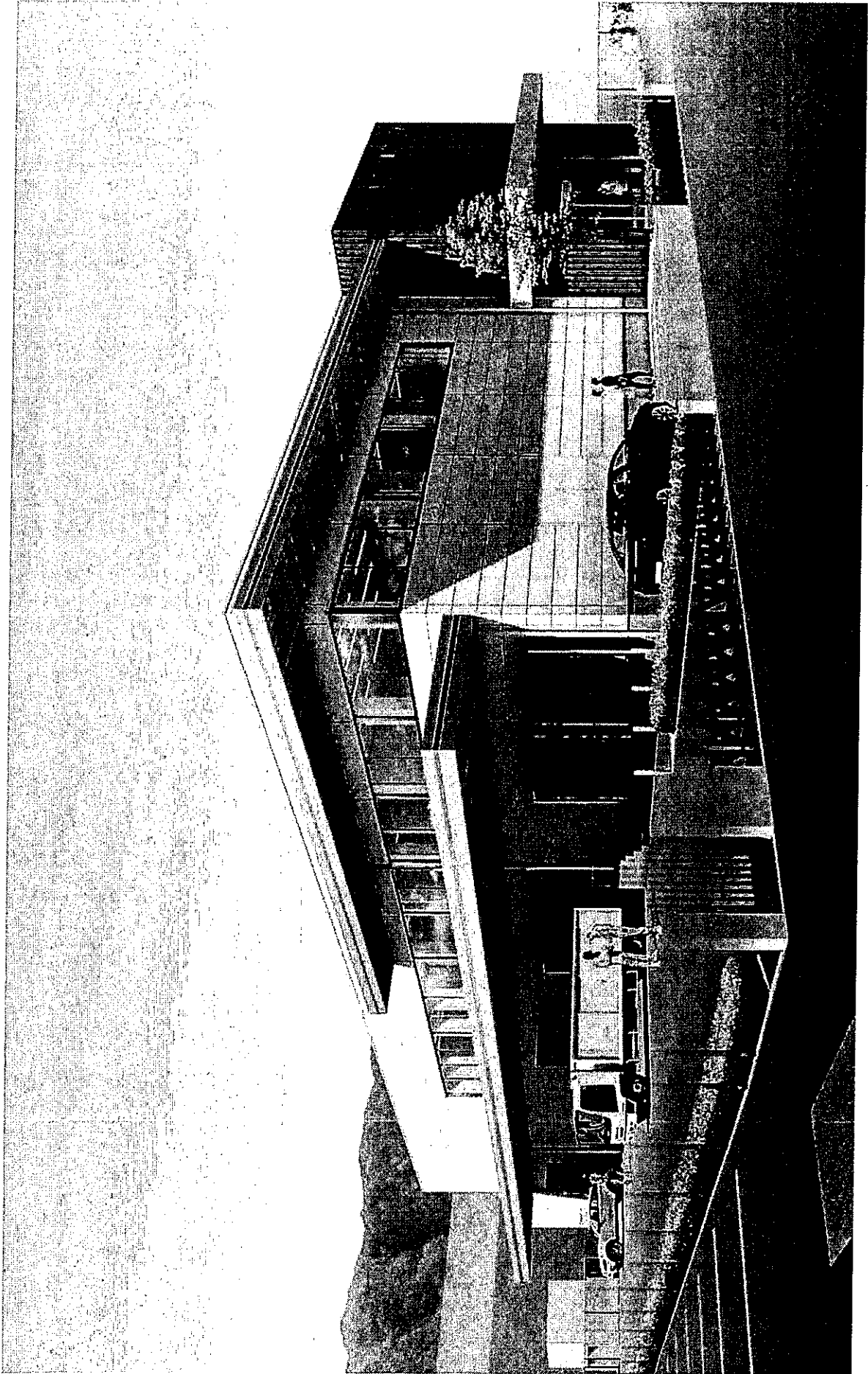
大野学校給食センター整備運営事業提案図



大野学校給食センター整備運営事業提案図



大野学校給食センター整備運営事業提案図



イメージ図

大野学校給食センター整備運営事業提案図

(議案第 1 1 3 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 山川肖美委員及び澁谷憲和委員は、平成 2 8 年 1 2 月 2 3 日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

山 川 肖 美 (再任)

澁 谷 憲 和 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

中 尾 好 美

澁 谷 憲 和

山 下 芳 樹

山 田 恭 子

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

